

山形村ボランティアセンター備品貸出事業要綱

(平成20年要綱第1号)

(目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人山形村社会福祉協議会（以下「社協」という）が所有し、山形村ボランティアセンター（以下「センター」という）が管理する備品の貸出について必要な事項を定めるものである。

(貸出範囲)

第2条 村内で活動する団体及び個人であって、福祉活動及びボランティア活動をする場合に、社協の地域福祉事業に支障のない範囲で貸出する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

(ア) 使用目的が営利目的の場合

(イ) 借用期間が2週間を超える場合

(災害関係備品・会議用備品については5日間を超える場合)

(ウ) 目的外に使用する場合

(貸出備品)

第3条 貸出する備品は別に定める。

(借用申請)

第4条 備品の借用を希望する者（以下「申請者」という）は借用日前日までに備品借用申請書を社協に提出しなければならない。なお申請は利用しようとする前々月の1日から申請できるものとする。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。ただし、備品の引き取り、維持及び返却に関する費用並びに、備品の使用に伴い必要な消耗品は使用者の負担とする。

(使用責任)

第6条 備品使用の際は安全に努め使用するものとし、使用時に使用者及び第三者に損害を与えた場合は、申請者がその一切の責任を負うものとする。また備品の紛失及び、故意に備品を破損させた場合は申請者が弁償するものとする。

(返却)

第7条 申請者は使用後、備品の点検及び清掃を行い速やかに返却しなければならない。

(利用の中止)

第8条 備品の故障等により安全に使用できないとセンターが判断した場合は、事前に使用申請があった場合でも貸出の中止が出来るものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。